

## 近世初期和歌天神社考

—「関南天満宮伝記」を中心に—

藤 本 清 二 郎

はじめに

現在和歌山市内和歌浦にある通称「和歌浦天満宮」に関しては、江戸後期に、『紀伊続風土記』『紀伊国名所図会』にその由来等が紹介されている。近年柏原卓氏によって近在名高村（現海南市）専念寺の僧全長が著した『和歌浦物語』が紹介されたが、<sup>(1)</sup>この中で「天神社」の項が立てられ、同社境内その周辺についての案内文と「重建和歌浦菅神廟碑銘」を全文紹介し、古典を引用して解説を記している。江戸期の研究水準が示されている。

同社に関する学術的調査としては昭和五二年（一九七六）『重要文化財 天満神社本殿・楼門・末社修理工事報告書』<sup>(2)</sup>が注目される。筆者はかつて『和歌浦物語』『修理報告書』の成果を用いて、同社の設置に関する意義付けとして、新領主による雑賀水軍勢力への対応、東照宮が設置される前史としての意義について簡単に触れたことがある。<sup>(3)</sup>歴史研究の対象としてはほとんど分析されていないのが現状である。残存史料の少なさに依るところが大きいが、

最近同社の史料を學術調査する機会があつた。小稿では調査の成果をもとに、近世初期の天満宮について新しい事實を紹介し、その位置づけを試みることにする。なお、参考資料として「関南天満宮伝記」を翻字し、提示する。<sup>(4)</sup>

#### 一、浅野氏再興以前・中世

浅野氏が再興する以前、「当時、周辺に社殿等はほとんど存在しなかつた」が「何らかの周辺漁民の信仰・神事があつたであろう」と筆者はかつて推定した。<sup>(5)</sup>最近、海津一朗氏が文明一一年（一四七九）五月に蹴鞠・和歌名門として著名な飛鳥井雅親が雑賀郷を訪れ、飛鳥井・国造の一行が「玉津島・和歌之天神をことごとく御参ありて」との記録を紹介された。<sup>(6)</sup>これによつて明らかに一五世紀後半期に「和歌之天神」が存在したといえるようになった。勿論これによつて社殿等がどのようであつたかは判明しない。しかし参詣の対象が存在したことは間違いない。

ところで、寛文四年（一六六四）に書かれた「関南天満宮伝記」には、康保年中（九六四一六八）橘直幹の天神崇拜「影向、鎮座」、天元年間（九七八一八三）菅原有忠の太刀奉納、藤並天神創建、寛治年間（一〇八七一九四）白河上皇の当宮への奉幣を記しており、参考となる。一方、同「伝記」の「神財之員数」を記した箇所で「上古之神財雖<sup>トモ</sup>有<sup>レ</sup>二数種<sup>一</sup>、罹<sup>二</sup>天正年間之兵火<sup>一</sup>而焼滅<sup>スト</sup>矣」と注記の上、「綱敷神影 一幅」「右有<sup>レ</sup>故周文来<sup>ニ</sup>于当宮<sup>一</sup>所<sup>ロ</sup>画<sup>スル</sup>也」とある。周文とは禅僧の室町幕府御用絵師であり、今日伝来していないが、綱敷神画像が奉納されたことは十分あり得る。<sup>(7)</sup>

また「神財之員数」の箇所では、歌仙・御鈴・金灯笼・高陽門之額を挙げ、「右四種者当宮再興之砌、国主寄附<sup>シ玉フ</sup>焉」とする一方、「駒犬 二雙」「一雙正宮左右置<sup>レ</sup>之、一雙荒神社左右置<sup>レ</sup>之」と「窩鏡 一面」を掲げ、「右二種者上古之器物也」としている。「上古」とは少なくとも室町期一戦国期を想定して良いのでは無からうか。

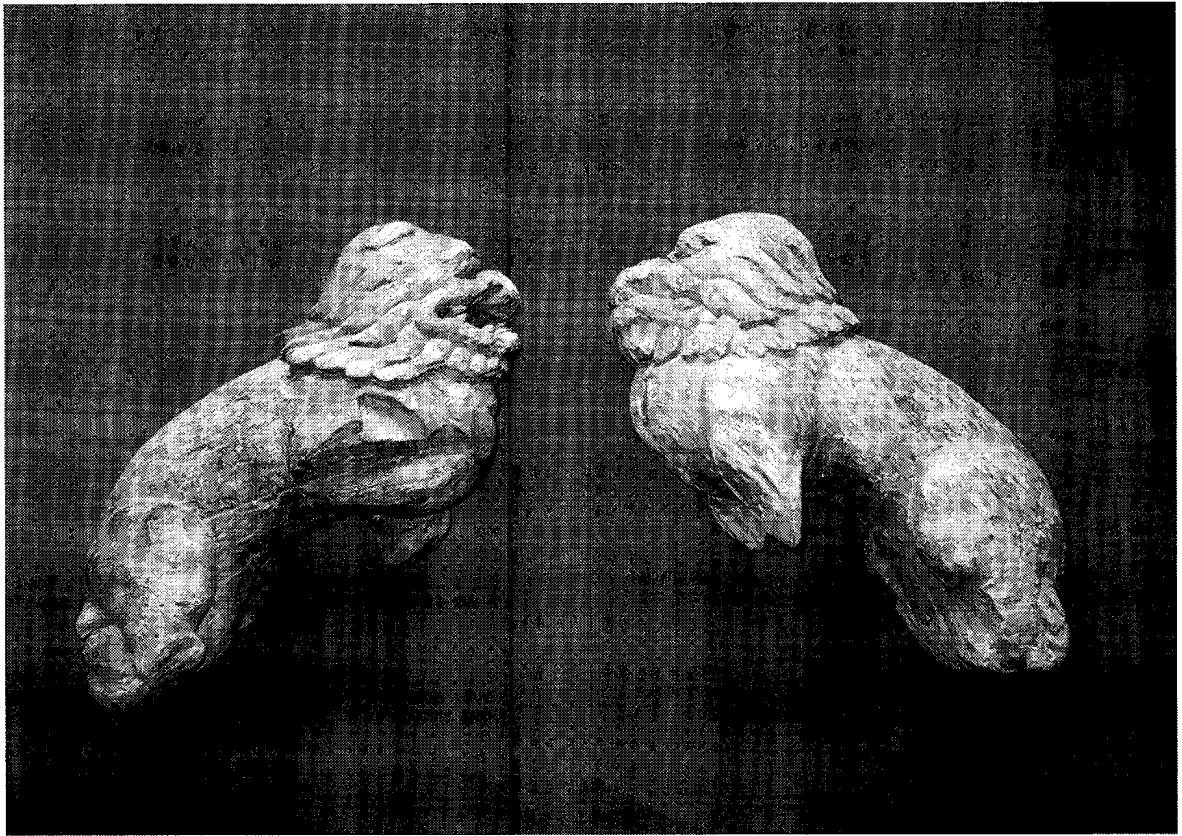
さらに「関南聖廟最極神秘録」<sup>(8)</sup>には「天満天神 御靈ノ像ニツニ御座ス、一体ハ往古ノ御神体ニテ小<sup>サ</sup>ク、一体ハ

慶長年間有<sup>テ</sup>故<sup>ヘル</sup>奉<sup>レ</sup>造御神体ニテ大キナリ」とある。慶長期とは、再興時のことであろうか。また「故」の詳細は分らない。注目されるのは慶長以前の「往古」の御神体があることである。「罹<sup>スト</sup>二天正年間之兵火一而焼滅<sup>スト</sup>矣」とあるが、御神体は難を避けたのであろう。「焼滅」の実態、その対象の詳細は不詳である。御神体があつたとすれば何らかの社殿があつたと考えられる。御神体が避難して別の形で存在していたことも考えられる。ともあれ、中世、和歌浦の地に天神社が存在したことを確認しておく。

## 二、浅野氏再興以前・豊臣期

天正一三年（一五八五）四月に秀吉勢力が紀州に進軍し、その統治下においた。五月から秀長が統治したが、すぐに大和郡山に移った。その後和歌山城で城主（後二万石の大名）として指揮したのが桑山重晴であつた。重晴は天正一六年（一五八八）に和歌浦天神社の地に荒神社を建てた。同人は慶長元年（一五九六）に家督を孫の一晴に譲つて泉州谷川に隠居し、慶長五年（一六〇〇）浅野氏入国後の慶長一年に亡くなつてゐる。なお一晴は慶長九年（一六〇四）に祖父よりも先に亡くなつてゐる。祖父重晴は関ヶ原の少し前、慶長四年（一五九九）二月に本地堂（十一面観音が本地仏であるところから、後に観音堂とも呼ばれた）を建立した。これらの事実はそれぞれの棟札により確認できる。<sup>9</sup> ちなみに重晴は修理太夫、また治部卿法印宗栄とも名乗つた。<sup>10</sup>

ところで、現在同社にはかなり古い様式の一对の狛犬が箱に入れて保管されている。その箱書きには「駒犬一对古物二付、内陣江納置候様、自前大納言様被仰出候事 天保七年申十二月 御仕入方」とある。前大納言は隠居藩主徳川治宝のことであり、天保七年（一八三六）は本社を初め大修理が実施された年である。本社修理の際にこの箱に入れたと考えられる。それまでどこに置かれ、どのように保管されていたか不詳であるが、形状変化・損傷の様子から、当時正常に設置されていたとは考えられない。



この狛犬一対は写真のように共に前足・後足が大きく欠けており、完全形は不明であるが、蹲踞の姿勢での体高は阿・呷それぞれ三六・〇cm、三五・五cm、頭から尻までの体長が四三・〇cm、四二・五cmと測定される。素朴な表情、胸の張り具合や背骨の臀部への延び方等から中世期の作であり、当時の作法通りの上等な作品と評価される。<sup>(11)</sup> この狛犬は桑山期以前のものか、桑山期のものかが問題となる。

「関南天満宮伝記」の記事によると、一七世紀半頃、本社と荒神社に狛犬が各一対あった。荒神社は天正一六年（一五八八）に造立されているので、箱入りの狛犬は、この時新しく同社前に設置された狛犬の可能性が強い。<sup>(12)</sup> 同社が設置された場所にはそれ以外何も無かったのか、それとも本社や末社、荒神社や本地堂が何らかの形で存在していたのか。荒神社が一番傷んでいたのでまず荒神社から修復再建したのか。きわめて難しい問題であるが、棟札の「造立」との表現は修復ではなく新造であろう。断定は出来ないが、廃れた状態の境内に狛犬を設置した小さな社が設置されたと考えておこう。

ところで、桑山氏が入国後まもなく荒神社を造立したの

は何故であろうか。祭神は「素盞鳴尊」である（関南天満宮伝記）。三宝荒神社は一般に土地の神であり、棟札に「堅牢地神」「五帝龍王」を祭るとある。水神が対象となっているのは、和歌浦が水辺の地であり、また御手洗川の影向石信仰があつたからであろう。すなわち、戦国期雑賀勢力の水軍の拠点であつたことから、荒ぶる神や水神を信仰することを通じてこの地の人々の心を手中に納めようとしたのではなからうか。「造立」を手伝つたのは「大法主日蓮」という僧侶であつた。人物の詳細は分からないが、桑山氏の政治的な力が働いたことと推定される。言うまでもなく、天神社の社人が何とか境内や社を守っており、旧来の天神信仰を維持していたことがその背景にあつた。

以上のように、桑山期には新調された荒神社と本地堂が存在した。荒神社は狛犬によって守護されていた。

### 三、浅野期の再興

浅野幸長は慶長五年（一六〇〇）に入国したが、まもなく領内一斉検地を実施し、翌慶長六年一二月、検地作業が終了した時点で、天神社領として和歌村の内一〇石を社領として寄附した<sup>(13)</sup>。現在残されている寄附状は写で、これには「社僧・社人」あてとなつているが、「関南天満宮伝記」に掲載された寄附状にはこの宛名がない。書写の際脱落したのか、初めから無かつたか不詳である。社僧と社人（禰宜）が別人として存在したかも不詳である。とはいえ、本地堂もあり、神仏習合の経営がなされたことと推定しうる。

慶長一一年（一六〇六）に天神社は浅野氏の事業として再興された。この再興は従来の和歌浦の地における天神信仰を大きく飛躍させるものであつた。まず棟札にある遷宮を司つた卜部兼治は「神祇管領勾当長上」であり、従四位下の位を持っていた。同人は後陽成院とつながりがあつた<sup>(14)</sup>。奉納された三十六歌仙の和歌は関白近衛信基の筆で、絵は狩野右京（孝信）である。また直後に藤原惺窩が和歌山へ招かれ、長文の「重建和歌浦菅神廟碑銘」を著している<sup>(15)</sup>。惺窩は神祇に注目し、この碑銘において神儒一致による民政論を展開している。ちなみに惺窩は天正一

一年（一五八三）に吉田兼見の猶子となっている。<sup>(16)</sup>

また天満宮所蔵の後陽成院の天神名号は享保五年（一七二〇）の右筆了仲の折紙もあり、また太宰府天満宮や高台寺所蔵の後陽成天皇筆<sup>(17)</sup>と大変似ており宸筆と判断して良い。浅野幸長は後陽成院・卜部兼治・近衛信基ら京都勢と連携してこの天満天神社を再建したのである。<sup>(18)</sup> 樓門扁額には高陽門とあり、そこには龍の彫り物がついていた。<sup>(19)</sup> 京都に発する天神信仰は地元和歌浦の水神信仰と結合していることが分かる。

ところで、浅野幸長がかくも力を入れたのは何故であろうか。『天神縁起絵巻』解説によると北野天満宮は古代末期以来「王城鎮守の神々」の一つであることが強調されている。また北野天満宮では中世以来歴代別当を天台僧が勤めている。<sup>(20)</sup> 天神信仰は天台との関係が強く、十一面観音の本地堂が設立されたのは伝統を継承しようとしたからであった。浅野幸長はこのような伝統的観念に注目すると同時に、惺窩に依頼し、新しい儒学による領国統治、民衆支配を構想したのではと考えられる。そのため和歌浦の天神社へ注目したのであろう。なお、惺窩は排仏（禅宗）から儒学へ進んだ。

#### むすびにかえて

元和五年（一六一九）徳川頼宣が紀州に入国したが、同六年から同七年に掛けて東照宮（東照社）が造営された。この遷宮の導師は天台僧の天海であった。天海（「大僧正」）は極月十一日付けの書状を天神社の社人安田左馬丞に出している。その文面は「如前々天台宗ニ帰伏之由尤候、黒装束之事、以来者可有着用候也」である。年代は東照社遷宮以前の元和六年十二月と推定される。天神社は伝統的に天台宗と関係が深く、それを挺子に同宗へ帰依、来るべき遷宮での黒装束着用を許可した。ここに和歌浦天神社の近世第二段階が始まる。東照宮と密接不可分の天満宮である。

ここで天神社の神主家についてみておこう。「関南天満宮伝記」によると、近世初頭、天正一八年（一五八〇）に藤原吉正が生まれ、慶長一〇年の再建、元和七年の東照宮兼帯を経験している。天海書状の宛名安田左馬丞は同人のことであろう。元和八、九年（一六二二・二三）の「元和御切米帳終身録 下」「雑調帳 寺社山伏之分」<sup>(21)</sup>に、「元和八戌年より」の項に「一、八石 元和九亥より左馬と名前出る、寛永元子より上る、死失不知 和歌神主」、また「元和九亥新規」の項に「一、三石 寛永元子より上る、死失不知 天神ノ神主」という記事がある。これによると、安田左馬は元和八年から東照宮の神主として八石の切米を、また同九年から天神社の神主として三石の切米を受けたことが分かる。二社分合計一一石であるが、翌年に召上げとなっている。その後同人は祝部と姓を変えた。「関南天満宮伝記」によると、次の代は安田主馬祝部正俊（吉正長男）である。<sup>(22)</sup>万治二年（一六五九）玉津島社・矢の宮の遷宮を「安田主馬」が担当している。<sup>(23)</sup>また「和歌天神 左兵衛」の名が見えるが、同一人物であろう。

第二代目神主安田正俊は寛文四年（一六六四）十一月に「関南天満宮伝記」をまとめて、同社を「日本三聖廟」の「関南聖廟」と自ら位置づけているが、その主張は浅野幸長の再建、京都からの支援、林羅山の説がそう<sup>(25)</sup>いう認識を生んだのであろう。ちなみに慶長の再建以来、玉津島社とは兄弟のような関係にあったが、同年徳川頼宣は、同社と玉津島社の社領を増した。

右「伝記」編著の年は家康の五十回忌である。追善事業の一環であろうか。この頃から徳川氏の和歌浦政策は次の段階へ移行するが、天神社・玉津島社・矢田神社は東照宮の境内との位置づけが明確化された。寛文九年の社頭殺生禁断証文は天神社へは出されなかった。

天神社の呼称を整理したのが表1である。天神社・天満天神社・天満宮の三つがあるが、天神社は古くから一般的に使用されているとともに東照宮と並べた際の呼び名である。天満宮は羅山が使用し、「伝記」で自称している場合に見られる。その根拠は「南無天満自在天神」に因っている。

第1表 和歌浦天満宮の呼称一覧

年代	神社呼称	出典史料名	
文明11	1470	和歌之天神	飛鳥井殿下向之儀式（海津論文）
慶長6	1601	和歌天神	浅野幸長寄附状（写）
慶長10	1605	和歌天満天神	本殿高欄擬宝珠銘
慶長11	1606	若浦天神	樓門扁額裏面刻銘
同		和歌浦・菅神廟	三十六歌仙扁額裏面刻銘
17C.初		和歌浦菅神廟	藤原惺窩碑銘
17C.初		南無天満大自在天神	後陽成天皇筆名号
元和7	1621	倭歌浦天満宮	林羅山詩集
正保2	1645	天神	紀州若浦之図（図録II-1）
万治2	1659	天神宮	玉津島社文書（藤本論文c）
万治2	1659	和歌天神	玉津島社文書（藤本論文b）
万治3～寛文11	1660-71	天神	和歌浦図屏風（図録II-3）
万治3～寛文11	1660-71	天神	和歌浦図屏風（図録II-4）
寛文4	1664	天神社	徳川頼宣寄附状
寛文4	1664	天満宮	関南天満宮伝記
寛文9	1669	天神社	社頭殺生禁断証文
宝暦6	1756	天神社	紀州和歌山和歌浦之図（図録II-10）
江戸後期		和歌天神	和歌浦図屏風（図録I-16）
天保10頃	1839	天満天神社	紀伊続風土記
幕末期		天満宮	紀伊国名所図会

\* 海津論文；注（1）論文掲載史料

\* 藤本論文；注（24）論文掲載史料b・c

\* 図録；和歌山市立博物館『和歌浦ーその景とうつりかわりー』（2005年10月）

最後に、鳥居はいつ頃から存在するのであろうか。影向石信仰は中世から存在したものと推測されるが、その頃から鳥居も存在したのではなからうか。近世の和歌浦図屏風では天神社が描かれており、芦辺にある鳥居と天神社はセットである。その風景は中世に遡るのではなからうか。和歌浦景観史の内、天神社の描かれ方の分析は今後の検討課題である。<sup>26</sup>後日を期したい。



注

- (1) 『紀州経済史文化史研究所紀要』第10号(一九九〇年三月)に掲載。後、同氏編『和歌浦物語』(一九九六年七月、和泉書院)に編集再録。
- (2) 和歌山県教育委員会による調査報告書。水準の高いものであるが、残念ながら関係機関にしか配布されていない。
- (3) 「紀州徳川家と和歌の浦」(園田香融監修『和歌の浦 歴史と文学』所収、一九九三年、和泉書院)。この時は「関南天満宮伝記」を十分検討できなかった。網敷を網敷との誤解もあった。
- (4) その成果は本学紀州経済史文化史研究所の企画展覧会『再建四〇〇年記念 和歌浦天満宮展』に展示。「関南天満宮伝記」は現在卷子本となっているが、元は冊子形態であった。ある時に裏打ちを実施し、今の状態となったようである。その際脱落の可能性もある。なお、本史料は一部が後掲注(8)『神社大系 神社編 紀伊・淡路国』に紹介されているが、首部の紹介に止まっている。
- (5) 注(3) 拙稿、九一頁。
- (6) 『文明十一年 飛鳥井殿下向之儀式』—惣国の風景—、『和歌山地方史研究』46、二〇〇三年一〇月所収。
- (7) 『天神さまの美術』(東京国立博物館等編集図録、二〇〇一年一月、NHK発行)に、南北朝から室町期の網敷天神像が紹介されている。二五九―二六〇頁、二八九―九〇頁。なお周文は一五世紀第二四半世紀の絵画界の中心的存在(『日本史広辞典』)。
- (8) 神道大系編纂会編『神社大系 神社編 紀伊・淡路国』(校訂安藤精一外、財団法人神道大系編纂会、一九八七九月発行)所載。
- (9) 荒神社の棟札には「大法主 日運」とあるが、「関南天満宮伝記」には記されていない。その事情は不明。なお、注(8)『神道大系』では「日蓮」と翻刻されているが、読み誤りである。
- (10) 高柳光寿外編『戦国人名辞典 増訂版』(吉川弘文館、一九七三年)による。
- (11) 和歌山県立博物館学芸員大河内智之氏によると、滋賀県では同様なものに室町から戦国期の年紀があり、そのような様式を備えているから遅くとも近世初頭、それ以前のものとは推定できるとのことである。鑑定に対し、この場を借りてお礼申し上げる。
- (12) それ以前に本社社殿があり、そこに据えられていた可能性もある。とすればそれらは荒神社に移されたと考えられる。
- (13) この史料は紙質、形状、花押の形などから原文書ではなく、写しであると判断される。かつて原文書が存在したと考えられる。
- (14) 「卜部家系譜」、神道大系編纂会編『神社大系 論説編八 卜部神道上』所収。
- (15) 大桑齊『日本近世の思想と仏教』(法蔵館、一九八九年三月刊)二二八頁。二二七―二三三頁でこの碑銘について全面的な分析が加えられている。碑文が立てられなかったのは惶窩自信納得が行かなかったからと解釈されている。
- (16) 金谷治「藤原惶窩の儒学思想」(『日本思想体系』28 藤原惶窩・林羅山)解説)四五一頁。惶窩は禅出身で排仏の立場でもあった。

- (17) 前掲注(7) 図録一五一頁に掲載。
- (18) 後に自ら「関南天満宮」と呼び、北野天満宮・太宰府天満宮と並べて三天満宮との自負は、再建時の事情に根拠がありそうである。
- (19) 現在、龍は別置されているが、寛文四年(一六六四)時点では「左右ノ端ニ有龍之彫物也」と記されており(「関南天満宮伝記」、天保七年(一八三六) 狛犬と同様、内陣へ納めおかれた(箱書記載、寺宝台帳にあり))。
- (20) 竹居明男「天神信仰の生成と展開」前掲注(7) 図録収載。一一一―一六頁。また末吉武史「天神信仰都心物習合」(同前)。ここに徳川頼宣入国後の東照社鎮座を容認する基盤があったのかもしれない。天海はこの点をねらったのであろう。
- (21) 『南紀徳川史』九冊二八二頁。
- (22) 「和歌浦天曜寺建立之記」(注1報告書所収)によると、東照宮の神主は、第一代安田左馬允祝部吉正、第二代兵部少輔正興、第三代第二代兵部少輔正親となっており、二代目からは別家となっている。とは言え、正俊が「両社司」であった。東照宮二代目正興は吉俊の弟ではなからうか。
- (23) 拙稿「江戸・明治初期、和歌浦の社会史々料」(『紀州経済史文化史研究所紀要』第10号所収) 一四五―一六頁。
- (24) 拙稿「近世玉津島社をめぐる紀州徳川藩と朝廷」(『紀州経済史文化史研究所紀要』第11号所収) 九頁に掲載の「(矢の宮諸御用覚)」(玉津島社所蔵)。
- (25) 元和七年(一六二二) 紀州へ来た時の紀行詩に「西都・北野・南溟浦」とある(京都史蹟会編纂『林羅山詩集 十一卷』、初版大正九―一〇年へ一九二〇―二二) 所収卷三、菅神廟)。米田頼嗣氏のご教示による。深謝する。
- (26) 正徳六年「(雲蓋院) 公用別記」に「和歌天神之鳥居之儀ニ付、先年南龍院様御意之趣なども御座候ニ付、浜辺の景色之儀も申し進候」とある。また市博図録I―13天橋立和歌浦図屏風の左隻は玉津島社ではなく、天神社ではなからうか。

〈史料〉

関南天満宮伝記

天満宮

神殿在二于紀伊国海部郡雜賀莊和歌浦西山大峰之南半

腹一古来不レ換二其所一面巳午方

夫当宮所祭之太神曰二天満天神一菅贈太政大臣之靈也、称二

関南聖廟一焉、蓋日本三聖廟之其一也、所謂二聖廟一者西都・

関南・北野也、旧歌曰〇和歌浦乃天満宮也日本乃三乃名太

太留一登曾幾久、柳々鎮二座一於此地一由来由玄徵著名也、

原二其元始一、伝曰、人皇大六十代醍醐天皇御宇延喜元年辛

酉春赴二于太宰府一之時、暫為レ避一風波於此浦寄二御船於

一巖一焉、此時眺二望一海辺之曙一、有〇見二佐理津流以爾

此陪馬天母玖也之畿波和歌吹上能浦之阿氣本農之詠歌一、亦

傍二出御船一自二海上二顧二視一此浦一即詠歌一焉、〇於以遠都

武身者宇起布祢仁佐曾波礼天登越左加利遊久和歌乃浦波、

然後第六十二代村上天皇御宇康保年中、橘直幹朝臣自二宰

府一歸二京城一之時、過二此浦一奉レ追慕一、寄二彼御船一詠二御

歌一之靈蹤上、建二樹神籬一於此地一崇秘一之日、神忽影向

鎮座一焉、

往昔寄二御船一巖者在二下于御手洗川之中此川旧連明光海浜也、中古作川有此名矣、

去二鳥居一方寅卯可中二十余丈上、世称二影向石一是也、伝曰此

巖時時放レ光、見者太怖畏焉、至レ今里人苟且カガソメニモレハテ有下触二此巖

一為二不敬一者上必受二神罰一矣、

伝曰往昔下二巖一頭之時、海浜無二清筵一、仍漁夫船之綱敷

設二奉レ迎レ之故也、世称二当宮於綱敷天神一爾、

依二当宮鎮座之由縁一伝来極秘有三箇条一、所謂和魂乃伝、

神明乃伝、下津磐根乃伝、是也、此三秘伝者当社司家嫡嫡相

承而堅不レ漏二泄于他一也、且内陣之諸式依レ為二神秘一而

不レ載二当記一總一恚一、事非二社司職身一者孰能得レ知二

其精緻一哉、

伝曰、直幹朝臣嘗信二仰一此太神一無レ他也、或時不慮一而

被二勅勘一、直幹歎二其無失一、密馳二参当宮一、祈精一神感二其至

実一忽有二靈瑞一帝驚懼一、太甚、即許二其罪一、勝日比所懸

望一之任二式部太輔一、是正当宮神明之所レ垂二神助一也、斯事

載二西行法師撰集鈔一矣、直幹朝臣之伝、出于大系図

伝曰、天元年間、菅原有忠菅原之曾孫也任二紀伊守一、来二当國一之

時先詣二于当宮一奉二納太刀一振一矣、以二其祖廟一也、而

後、於二在田郡藤並莊一更創建於神廟、今称藤並天神、是也、

\*伝曰、寛治年間白河上皇熊野御幸之時、自藤白山一到此浦、遊覽日奉幣帛於當宮焉、當宮往古之神殿者羅

天正年間之兵火、然到再興之時、慶長十年、国王浅野紀

伊守幸長朝臣造當今之神殿、翌年有遷宮左兵衛佐下部朝、寄

納神財等、神財之員數、先是有寄附神領之地也、

神領慶長六年於海部郡和歌島十石有寄附狀、記左

於此地、尊崇當宮、為地主神、而寄納神財等

神財之員數、増加神領之地矣、神領慶安二年、寛文四年、兩度有増

等、有寄附、亦且當宮之諸神事臨、繁多之時、則東照宮之僧

侶社人等可混同供奉之旨、載於寛永十三年東照宮式法

之印書、因茲神事興廢、祀奠繼絶、總年中之行事

大略復旧式、想是時世以休運之故也、當宮旧記祭礼式及神輿器財

等天正文祿年間為兵、乱紛失或焼亡云云、

\*（頭注）「當宮之御紋用菊事、伝曰、寛治御幸之時、有寄納

菊御幕於當宮一事、爾後如レ此云云、因二件由緒一慶長再宮以二菊

御紋一管棟置之、今菊梅並用也」

再興之棟札

奉造立神殿大檀越浅野紀伊守豊臣幸長朝臣

慶長拾一丙午年十一月廿四日

奉行生駒平兵衛尉藤原長兄 奉行祝忠兵衛尉中原利長

遷宮左兵衛佐下部朝臣兼治

大工堀内七郎右衛門尉平吉政

寄附狀一通

為和歌天神領、於海士郡和歌村拾石之所令寄附者也、仍

如件

左京太夫

御書判

慶長六 十二月六日

幸長

同一通

紀州海士郡天神社領事

從先年廿三石之地、令寄附之訖、今度重二石分增加之、

都合廿五石之地、於名草郡馬場村之内、可收納之狀、

如件、

寛文四年七月廿五日

源頼宣 御黒印

往古每歲春御祭日二月十五日、有神幸義式、祭料神田雜賀内數町云、中古以來廢絶矣

元和以降每歲同祭日、国君使シテ人代詣、奉幣物也、亦同日東照宮僧侶來集シテ拜殿ニ修法華八講、此事寬永年間依国君命ニ肇之、

荒和祓、每歲六月晦日於于御手洗川原ニ修之、修畢而拜影向石、是等古來之矩式而、有口授之旨矣十二月太祓者於祓戸修之

翫月神事、每歲九月十三日夜有斯神熊、古來有相伝之謂也、

每歲新饗二并アヘノ祭上十五日大御饗者、当宮東照宮兩御神領新穀シテ合而炊之、是寬永以來之例也未行此御祭以前社司不食新穀也

同祭之夜御饗供進及祝詞奉弊等畢而、倭舞而天下御祈禱之太祓修行之、是古來之例也、

\*万治元年因国君之命、有当宮修造事、凡臨当宮破壞之時、其品具可告訟、永代下命令可修造之旨、同年十二月更蒙嚴命矣、

寬文元年四月二十五日、国君六十算賀連歌、因命於当宮興行懷紙即奉納殿内也、

同二年八月十四日申下刻、国君參宮焉、今夜依快霄於

東廻廊賞清光焉、亦召警者藤村檢校詠月見平家矣、尚、件之前後度度有參宮玉事云云

\*(頭注)「明曆元年八月、大風鳥居蓋木落損、依之翌年八月晦日有国命新造之、鳥居額短柱有年号月日也」

別宮

伊勢兩太神宮

神殿在正宮之西方高面同正宮

所祭神同宗廟、国常立尊天照太神也、

御樋代・御船代各一具

鎮座之元始同正宮、且称別宮事等、俱有神秘旨也

末社

多賀神社

神殿並于別宮之西方

所祭神同淡海国犬上郡多何神社、伊弉諾尊也

御樋代・御船代各一具

鎮座之元始不知、旧說所傳、今按正宮同時之鎮座也乎、

白山比女神社

神殿並於別宮之東方

所祭神同加賀国石川郡白山比女神社、伊弉册尊泉守

道神菊理姫神也

御樋代・御船代各一具

鎮座之元始不知、古伝所在、今按正宮同時之鎮座也乎、

荒神社

神殿在于正宮之東方高、面同正宮

所祭神素盞鳴尊也、称古来当社於武須婦之神、而為下

守男女結縁之神也、斯事有相伝之旨也

御樋代・御船代各一具

当社天正十六年、桑山修理重晴新造立、神殿崇奉、以

為常宮末社也、一説曰、常社上古之鎮座也、桑山家再

興之云

棟札

表

一切日皆善、一切宿皆賢、諸仏皆威徳、  
羅漢皆断漏、以此誠実言、願我成吉祥

大工藤原作右衛門吉久  
造立桑山修理重晴  
天正十六年八月吉日

裏 南無堅牢地神與諸眷属

南無五帝龍王侍者眷属等

右之外旧記所載之末社、有弱神社及八幡・穗日命・  
神集・春日・祓戸・白夫社等也

本地堂

在于正宮之西方高

十一面觀音画像 一版

慶長四年桑山法印建立焉

棟札

表

一切日皆善、一切宿皆賢、諸仏皆威徳、  
羅漢皆断漏、以此誠実言、願我成吉祥

御本地堂一字之处、桑山治部卿法印宗栄

為現世安穩後生善処建立之者也

裏

堅牢地神余社眷属等

諸帝龍王余社屬等

大工和歌山之中屋与左衛門也

慶長四年己亥三月吉日 時之代官奉行三谷太郎兵衛

石碑

往代有碑、此碑何世紛失、今不伝、是以当宮再興之砌、国主属妙寿院惺窩書重建廟碑銘、然有故止建碑、銘記左、

重建和歌浦菅神廟碑銘

於于神姓菅、三其字諱道真、世謂儒宗也、

(以下碑銘省略)

殿舎之員数

正宮 檜皮葺、有千木、外枇鱧木有霧隠

瑞籬門 或曰玉串門又加羅門、檜皮葺

瑞籬 檜皮葺

拝殿 或曰神樂所、檜皮葺

樓門 号高陽門、有額筆者神財之条記之、瓦葺

廻廊東西二宇 瓦

井垣東西 或曰荒垣

井土 有石井筒、有屋根

鳥居 在于御手洗川中、良有以也

別宮 古氣良葺、有千木東方外枇、西方内枇、鱧木有霧隠

末社三所 古氣良葺、亦多賀、白山之兩社有霧隠

本地堂 瓦葺

御炊殿 瓦葺、在于社司宅之傍

神財之員数

上古之神財雖有數種、罹天正年間之兵火而燒滅矣

歌仙 三十六枚、和歌者近衛関白信基公号三藐院筆跡、繪者狩野故右京筆也

御鈴 合一

金灯笼 一對、今片紛失

高陽門之額 筆跡同歌仙額、左右端有龍之彫物也

右四種者当宮再興之砌国主寄附焉

画馬 版一 正保四年正月

金柵 台二 明曆元年十一月

国君六十算賀連歌懷紙一通 寬文元年四月

右三種者国君寄納焉

駒犬 二 雙正宮左右置之、  
一 雙荒神社左右置之

窩鏡 面一

右二種者上古之器物也

綱敷神影 幅一

右有故周文来于当宮、所画也 神財尚不右限

神使者

牛是也、伝曰神明騎レ牛徃徃、有奇異矣

三種神木

梅松桜是也、以梅為最極之神木也、当宮神幸之時携

梅楮一有供奉事矣 神詠曰

東風布加者爾保日遠古勢與梅花主無登天春奈忘曾神

詠之紅梅因飛行之謂稱飛梅、今尚栽繼其樹種、在太宰府神廟之前、於当宮同伝来、至于今每春献花枝無怠矣

老奴徒弓松波緑楚增氣留我黒髮乃雪能寒佐爾

桜花主越忘奴母乃那羅者吹来矣風仁言伝半世與

敷地并産子

海部郡和歌邑領内總称敷地、亦当地産生之者總称産

子也 産子等称当宮於産神、以奉崇

山川榜示 并山木ノ之事

古之境内有絵図、其限界孔広、然元和・寛永之間有増減、更定榜示如左

天神御山境

自河津谷山之南之尾崎限大峰之水落、到鳥打山之南為

天神御山、自高井谷山之南之尾崎限水落也、自多古辻山

之麓之道通到大浦山之北之尾崎限水落也、東北者到焼山

之麓之大道之下為新寄附 天神御山

附天神御山

右伐採山木加修理之時者 権現御山與 天神御山、随其

限界、各別可伐而用木

從二位行権大納言

寛永丙子十三年正月十七日

源朝臣 御黒印

右二箇条者以東照宮式法之印書拔写之

御手洗川境

東西凡百二十間余、南北凡百十七間余

当宮社司家略伝

当宮社司安田家太祖從四位下藤原笠前朝臣者大織冠之後

孫 而、北家之家筋之苗裔也、康保年中相伴直幹朝臣

而、自宰府一歸洛之時、俱到此浦、神威蒙神告、

依之供奉神事、遂為社司職、自爾以降居住於此



浦ニツグ代紹職連綿也、

笠前朝臣後葉藤原吉正者、天正十八年生幼能承其箕裘也、慶長十年十六歲遇ニシテアヒ當宮再興之時、而後元和七年可兼キ帶東照宮社司職之旨、蒙國君之嚴命、自是キ有明光兩社司職之名、然有シテ故改ヘテ藤原為ナル祝部姓矣、

社司二季之潔齋者、二月當宮御祭、四月東照宮御祭之時為散齋致齋是也、宜守ク六色禁法也、六色禁法者、令義解神祇令

曰凡散齋之内諸司理事如旧、不得弔喪、問病、食突、亦不判刑殺、不決罰罪人、不作音樂、不預穢惡之事、致齋唯祭事得行、自予悉斷、其致齋前後兼為散齋、

此一卷勘古來流傳之事實、謹粗記之畢、

寛文四歲次甲辰十一月一日

吉正長男

明光兩社司安田主馬祝部正俊

(凡例)

※「〆」はシテ、「一」はコト「氏」はトモと記した。

※熟語を繋ぐ棒線は省略した。

※割注の送り仮名、ふり仮名、返り点は省略した。